

議長	事務局長	次長	係長	書記

全員協議会要点記録
(閉会中)

会議名	全員協議会		
開会日時	令和4年 1月28日(火) 9時45分 開会		
	令和4年 1月28日(火) 10時35分 閉会		
場所	第1委員会室		
出席者数	在籍者16名中、16名出席		
出席議員	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博
	武岡 隆文	新田 和明	芦田 宏治
	山根 温子	先川 和幸	児玉 史則
	大下 正幸	山本 優	熊高 昌三
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—
	—	—	—
欠席議員	—	—	—
説明のため出席したもの	職名	氏名	職名
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
出席した事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長
	総務係長	藤井 伸樹	総務係主査

事項	<ul style="list-style-type: none">・開会・議長あいさつ・議長報告等<ul style="list-style-type: none">(1) 議会のうごき(2) 委員長等報告(3) その他・協議事項<ul style="list-style-type: none">(1) 令和4年度予算編成にかかる、議会費の予算要求について・その他・議員間討議事項について
----	---

1. 開会 【9:45】

- 石飛副議長 ただいまから全員協議会を開会する。
開会に当たり議長より挨拶をいただく。

2. 議長あいさつ

- 宍戸議長 それでは引き続きよろしくお願ひする。
今日、臨時の全員協議会を招集した。この件については先ほど申し上げたが、来年度予算に係る議会としての予算要求について協議をいただきたい。よろしくお願ひする。

3. 協議事項

(1) 令和4年度予算編成にかかる、議会費の予算要求について

- 石飛副議長 会議日程に沿って議事を進める。
これより協議事項に入る。「令和4年度予算編成にかかる、議会費の予算要件について」を議題とする。熊高議会運営委員長より説明いただく。
○熊高議会運営委員長 去る1月25日、議会運営委員会を開催した。その中の協議事項において、令和4年度の議会費の予算編成について議長より諮問を受け、協議をした。
内容についてだが、市長査定において県外の出張旅費及び新聞代の一部が減額、視察研修費については要求していた経費が全額削減となるものであった。ただし、視察研修費は必要性が認められれば補正で対応することは可能であるとのことであった。

議会運営委員会としては議会費の予算の減額は致し方ない、受けざるをえないと確認をした。査定後の議会費、予算の最終的な判断は議長に委ねることとするが、議会として減額を受けざるを得ないと判断したので、この旨を議長に答申をした。資料の詳細については事務局から説明をさせる。

- 森岡事務局長 先ほど議会運営委員長からの報告について、内容の説明をする。
資料として、「令和4年度議会費の市長副市長予算査定について」というA4の1枚のもの、それから表があるが「令和4年度予算編成に係る議会費の予算要求について」というもの。これに基づき説明をさせていただく。

まず、令和4年度議会費の市長副市長予算査定についてである。1の経費からであるが、令和4年度予算編成方針に基づいて、議会費予算の調製を行っている。これを議会運営委員会、それから全員協議会において報告をし、承認を得た予算案について財政課に提出をしている。今回の予算査定については、すべての予算を市長が査定をするという市長方針が出ていたので、議会費においても市長査定まで行われることとなった。

1月6日に初回の査定を受け、疑義のある予算については、後日改めて査定を受けることになり、結果、3回の査定を受けたところである。

2の経過である。初回、1月6日に予算査定を受けた。この査定の中身だが、各事業の中で市長に疑義がある予算について協議を行い、理解をされたものについては、予算がそのまま残っている。それから理解が得られなかつたものは説明を求められ、その説明を聞いた中で理解が得られなかつたものについて、削除となつた。

この削除となつた予算は、費用弁償、それから職員旅費として神楽大阪公演の該当するものについて削除となつてゐる。それから、新聞購読については、現在3紙新聞購読をしているが、3紙全てが削除となつた。

それから、各委員会の先進地視察にかかる経費について、全額減額となつてゐる。委員長も先ほど申したが、先進地視察経費については、年度途中で必要性があると市長が判断した場合については、補正予算で対応が可能であるという回答を得たところである。

2回目の予算査定であるが、1月14日、先進地視察にかかる予算を復活要求するために査定を受けたものである。冒頭で議会の調査権に係る参考書籍の記述を基に説明した。その必要性についても、協議をしたところだが、この2回目についても理解が得られず、査定額がなしで終了した。その時に、視察の必要性について理解を得たいのであれば、その必要性を確認するための資料、過去5年間の視察先、それから経費、報告書の提出、こういったものを求められたので、それを後に整理して、19日に提出をした。

19日に提出した翌日、1月20日に3回目の査定を受けている。冒頭では議会費予算の考え方について理解を求めるために、参考書籍の記述をもとに、議会費予算の編成過程を説明した。そのうちに、19日に提出した資料をもとに協議をしたが、その資料を見ても理解が得られなかつたため、視察にかかる予算は算定額なしとなつた。

ただ新聞購読は、中国新聞は事務局でも事務を進めていく上で必要なものであると求めたところ、中国新聞1紙が復活計上となつた。

査定結果だが、3点上げている。

1点目は議会運営事業費の中の費用弁償、それから職員旅費、これが神楽大阪公演の関係予算が削除となつてゐる。

2点目議会運営事業費、需用費の中で、中国新聞を除く2紙の予算が削除となつてゐる。

3点目、議会調査事業費の中で、各委員会の先進地視察にかかる経費、全ての予算が削除となつてゐる。

続いて、令和4年度予算編成に係る議会費の予算要求についてである。これは、先般の議会運営委員会、それから全員協議会でも、シーリングということで話をしたが、1としてシーリング整理表、これは会議の中で説明をしたもの再度ここへ出している。

議会事務局の予算、議会費だが、令和3年度の当初予算額に対して、シーリング基準額、これは市の予算編成方針に基づくシーリングに基づいた基準額、これが1,657万1千円、前年度の予算に対して基準額が設けられている。この基準額、シーリングによる減額については、77万3,000円の減額が必要ということだが、令和4年度当初予算の要求額1,684万7,000円。シーリングによる減額に27万6,000円届かなかつたということだが、これについてはその下、※自動音声認識システム全庁導入による特殊事情のため、それはOKとなつた。これを基に査定を受けた。

ただ、シーリングによる減額については、下に内訳を載せているが、議会運営事業費の中で減額、その表の一番右側に増減額が書いてあるが、議会運営事業費の中で77万4,000円の減額。それから議会広報事業費の中では、29万8,000円の増額。議会調査事業費の中では、2万円の減額をしているが、これにさらに査定を受けて予算額が大幅に減つた。

3の査定状況についてというところで、予算要求額に対して査定後で、1,426万5,000円の査定となっており、最下段、予算査定後の減額については一番右側を見ると、307万9,000円の減額となつた。これは、令和3年度当初予算額に対しての額となっている。

それから、裏面2ページ目からについては、各事業ごとの歳出予算要求書による要求額に対する査定額となっている。赤字で書いたところが最終査定額となったものである。これを見ていただくと、4ページ目、議会調査事業費の中での査定額、予算要求額822万3,000円に対し、査定額が576万円ということになっている。

それからその次につけているものは、この議会費の予算の考え方についてである。14ということで上に丸がついておるものについては、議会費の中での総務事務費についての考え方である。これについては、議会事務局の方で取扱いが可能な予算についての考え方が記載されている。

裏面、最終ページを見ていただきたい。④となっているところの中段だが、アンダーラインで引いてあるところ、「議会費予算はどうするのか。」の回答として、「議会が予算見積書を作成し長に要求する必要があります。予算編成権は長に専属していますので、長は新年度予算編成方針を決定し、議会に対してもこの趣旨を尊重することを求めます。議会としてはこれをできる限り尊重する必要がありますが、長と対等の位置にありますので、これに拘束されません。議会費予算については義務的経費は事務局で積算しますが、政策的な内容については議長の指示に基づき、要求書を提出します。具体的には、①議長が議会運営委員会に対し新年度予算要求の内容について諮問する。②議会運営委員会は新年度予算要求の内容を協議し議長に答申する、③これに基づき議長が長に予算要求することになります。この手続きをとらず議長と事務局長だけで予算を要求しますと、後日、

予算の内容について問題を生じたときに議長と事務局長の責任が追及されることになります。」というものである。こういった参考文献も提示しながら3回査定を受けたが、結果としては先に説明をした結果となった。

○石飛副議長

ただいまの説明について、意見や質問があるか。

○新田議員

先進地視察は、補正であげれば可能性はあるという理解で良いかが1点と、3市で今回中止になった毎年行っている研修会はどうか。

○森岡事務局長

先進地視察の予算は、先ほどの説明で必要性が認められれば、補正予算に計上は可能という回答をいただいた。ただし、必要が認められればという前置きがあるので、補正予算を要求すれば必ず認められるというものではないということをお断りさせていただきたい。

それから県北3市の研修は、議会費の予算とは全く切り離しての予算になる。これは広島県の市議会議長会が予算を持っており、それを幹事市の方に振り分けて執行していくものなので、全く別物の予算になる。

○新田議員

市長の決める何をもって認める・認めないというのを、もうちょっと具体的に、これは市長が認めないとか、認めるとなるのか。それを議員として、例えば議会広報特別委員会の委員長として、議会広報の先進地に行きたいと言ったときに、じゃあ何をもって市長がこれを良しとし、駄目だとするのか、その判断が何もないのでは出しようがないと思う。その辺りの市長から提示があったかどうか伺う。

○森岡事務局長

どういったものを出せば認めるのかという詳しいものというものはないが、委員会の中で現地調査に行かなければできないことがあるという主張が、本当に行かなければできないのか、行ってどういった成果が見込めるのか。そういうところを理解いただければ、付くものではないかというところがある。逆を言うとその説明で納得がなければ、やはりつかない可能性はある。

○金行議員

今、新田委員長が言わされたが、ことわざで百聞は一見にしかずで、やはり見て、会話して、得るというのも分かってもらえない状態か。感じとしてでよろしいが、私たちは会っていないから。

○森岡事務局長

私も百聞は一見にしかずという言葉も出した。協議の中でただそういうものについては、見て、本当に成果があるかどうかの確約が取れる言葉ではないので、そのところを、受け入れられなかつたというところがある。

○南澤議員

同じところの関連だが、過去5年の視察の報告書等を提出したということだが、これをもってしても覆せなかった。では何が不足しているのか。例えば成果なのか、じゃあこういう成果がないじゃないですかというような言い方になるんじゃないのかと思うが、過去のものを出してそれでも予算を付けないとなれば、ここが足りないと言っているのではないかと思うが、そのあたりの市長の回答を聞きたい。

○森岡事務局長

過去5年間の実績については、こういった形でまとめたものを提出した。それぞれ3常任委員会が5年間行ったところを、年度ごとに一覧表にまとめたものと合わせて、それぞれの年度ごとの視察報告書を添付したものである。

この中で市長の方からこの報告書を見て確認しての意見だが、過去5年間の視察報告書を確認した上で、先進地視察にかかる経費について4点挙げている。

1点目、視察した価値・成果、これが報告書の中から見えてこないので、成果がないと判断している。視察をして何を学んだのかがわからない、書かれていないという考えが7割。それから視察の報告書を見て、これだったらインターネットで調べればわかる内容だというものが2割というのが率直な意見、感想ということである。

2点目、ICT視察研修もされているが、ICTと言いながらパソコンを使える議員が少ないのでないか、インターネットを使いこなせるように、議員個々のスキルアップに必要な費用なら、準備を考えたいというところ。

それから3点目、市政に活かされていない予算を編成できない。視察に関する予算の必要性について、市長から市民に説明することができないところ。

それから4点目。視察に行かなくても、安芸高田市に先進地の先進事例を説明できる方を本市に招致して、そこで議員なり市民の希望者を案内して、勉強会を開くほうが効果的であると。そういう予算であれば認めるというところが市長の意見である。

他に質問があるか。

視察研修について私は今までの視察で非常に参考になって、以降の議会活動にも非常にプラスになってると思っている。その視察研修が必要と認められれば補正も可能だということだが、緊急で視察をする必要があることも出てくると思う。補正を待って市長に伺いをかけて、その後補正あるかないか決めて視察の準備をしてたんじや、とてもじゃないけどそういう緊急のことなんかは間に合わないと思う。

それと市の執行部の事業とは、真反対になるような視察という可能性もある。果たしてその事業がいいものかどうかの判断するのに、先進地へ行って判断する必要もあると思うが、そこらが執行部の方の意見で視察の可否が決まるのは、私は非常におかしいと思う。議長の方から例えばこの視察はちょっとふさわしくないという話になって、視察の可否が決められるのはわかるが、市長に決められる必要はないんじゃないかと思う。そこらについてはそういう話は出てないのか。

○森岡事務局長

査定の中で先ほど資料の一番後ろ、議会費の考え方についても説明をし

たが、やはり市長と議会とは対等な立場にあるので、そういった予算についても、議会が市長の執行権を侵害しないのと同じで市長も議会の調査権、それから提出権について侵害できないというところも直接ではないが遠回しに話をしたが、理解が得られなかった。

急速、予算が必要になったという時の対応についても確認をした。定例会を待たずとも、臨時会で補正対応もやると返事はいただいている。

それと4年度予算の最終リミットが1月31日になっているので、1月31日がこの最終確定である。それを合わせてお知らせをしておく。

○芦田議員

さっきも言ったが、視察をした報告書を出す、その成果についての報告はしっかりとてるつもりだが、今の5年間を見て、去年はもうほとんど行くことができなかつたんで、実際にはその前の3年間になるのかもわからないが、そういう報告書に対して市長の判断だけでこれがいいとか悪いとか、それと視察して成果があるかというのは、行く議員は皆、視察した成果を求めていくのだから、成果がなかつたというのは今まで行った中で、私は経験したことはない。ちょっとその判断の仕方が、私は納得できない。

○石飛副議長

他に質問があるか。

○秋田議員

芦田議員も言われたが、先進地視察っていうのは委員会主義の中で本当に大切なことだという認識で今まで取り組んできているし、先ほど削除の原因の一つに市政に活かされてないというのがあったが、私たちは今までやってきた経緯の中では、先進地視察に行ってまとめ、報告書を出しが、活かすために視察に行って、或いは活かすために市政、一般質問等で質問したりという取り組みをしてきたので、確かにそういう判断はちょっと理解できないところがある。

1月31日までに最終決定ということだが、そこらあたりはもう議運も開かれて話をして了承したということがあつたんで、ある意味報告じゃなくてこっちからの意見でしか出せないのでわからぬが、しっかりとそういった、意味がないという言い方とか考え方には違つており意味がある、というのを市長の方にしっかりと報告はしていただきたいと私は思う。

○熊高議会運営委員長

議運で検討した結果を報告したので、議運がつまらんじやないかというふうな受け止め方もできないことはないが、これは議長からの諮問として議長に返したので、今は政策的に意味があるないというところは、やはり議長が市長にしっかり言っていただく、政策的な判断で予算というのは対等の立場でできるというふうに、この参考資料に書いてあるので、そこらは議長に一任する形で返してるので、今の意見をしっかりと反映していただければいいと思うし、もう1点言えば予算決算常任委員会があるし、一般質問もあるし、私も市長の判断の詳しいことというのは、今日も確認させてもらったので、その辺については必要なら予算決算常任委員会のときにでも聞こうかと私も思っていたところなんで、具体的にそういったと

ころを予算決算常任委員会の中で、市長とやりとりするということも可能なかなという気がしているので、その辺は議会としてどう対応するかというの、議長を中心にいろいろ考えていただければと思う。

○石飛副議長

他に何か意見があるか。

(なし)

ないようなので、冒頭、議会運営委員長から報告があったように、予算の関係はシーリング基準を満たしたにもかかわらず、政策予算という形で視察研修が大きく減額された形で決定されるだろうという見通しになっている。そのことを議会としては、議運としては市長に言っても難しいだろうと、それ以上言わないでもいいという、冒頭議運の委員長から説明があったと思う。

議員として政策的なものを構築するため、大切な視察研修が計上されないということは、皆さんも不満もお持ちかと思う。次は認めていただく形をどのように探っていくか、補正予算がどのように立てられるか。それぞれ計上される方向を探っていくという形なのかなと、今のところはつきりこれなら絶対取れるというものは見えてこないっていうのが現状という報告と、あとは皆さんに納得していただきたいということだと思う。

議長の方から何かあるか。

(なし)

特にないか。

○芦田議員

もしも視察が予算を計上していても、必要なかったりそういうものがない場合には減額補正すればいい。ただ視察の費用は一切切つといいて、市長の判断でいいかどうかというのを議会の方でしようがないよねというのは、ちょっと納得がいかない。予算はあって本当に全くそういう成果の得られないなら止めればいいし、止めれば費用を使うことがないんで減額すればいい。予算を組んでること自体が全く認められないというのはどうも。やはりここはしっかり議会としても反発する必要があるんじゃないかと思う。

○石飛副議長

芦田議員の貴重な意見として、一応議運では精一杯委員長中心に答申をしたという状況の中、3回も事務局も打ち合わせ、査定会議に参加して、繰々説明しても現状の結果になっている。

○森岡事務局長

いろいろ意見いただいたおる。私も理不尽な話ではないかと思うし、実際に先進地視察は調査権で必要の有無というのは、やはり新年度に入ってみなければ分からぬ。あくまでも予算があるから行くというものではなくて、予算があっても必要がなければ行く必要はない。ただ調査が必要になったときに予算を確保しておく必要があるから、今まででは予算化していた。それをないところから付けていく。それはスピード感を持った対応はなかなか難しいところがある。

そういうことも事務局の方としても、事務局レベルで査定、協議などいろいろ話をしたが、私たち職員としてちょっと限界を感じているところも出てきているというところは理解いただきたい。

○石飛副議長

何か意見があるか。

○熊高議会運営委員長

冒頭口述で申し上げたように、査定後の議会予算の最終的な判断は議長に委ねることとするが、議会として減額を受けざるを得ないと判断したので、この旨を議長に答申をしたと申し上げた。今のような意見が多数あるということになれば、もう一度議長が議会運営委員会に諮問するなり、議長が直接市長と政策的な費用ということで交渉するなり、そういう方向を決めていただかないと、議運の報告が十分でないということの中で、このまま皆さんの思いが反映されないというのでは、議運として報告した意味がない。31日まで時間はあるといつてもあまりないが、そういったところまで詰めないと、このままでは尻尾切りのような感じになってしまふんで、はっきりとしていただいた方がいいと思う。

○石飛副議長

ただいまの熊高議員の意見は議運の委員長としての意見か、それとも熊高議員としての意見か。

○熊高議会運営委員長

だからさっきも申し上げたように議運の委員長として、議運のまとめたことを議長に返したわけだから、それについて議長が今日報告をしたんでしょう。諮問したことに対して、議運としてはまとめたことを報告したが、最終的には議長に委ねてあると書いてあるんだから、皆さんの意見を聞いて、議長がこのままではいかんなということになれば、再度、執行部と調整する。そのために31日までに時間がないんで、今日ということに急遽したわけだから、時間は少しは残っている。

○石飛副議長

ここで暫時休憩とする。

【暫時休憩 10：26～10：27】

○石飛副議長

休憩を閉じて再開する。

先程、議会運営委員長の申されたように、この当初予算要求、最終的な結論を入れなくてはいけないので、議長より思いを述べていただきたいと思う。

○宍戸議長

いろいろと御意見をいただいた。議長としても議会運営委員会の決定を尊重したいと思っている。ただ色々御意見があるが、市長との事務局を通じての予算要求については、なかなか困難なところもあると聞いている。これは議会だけの問題ではなくて、すべての部局の予算折衝も厳しい予算状況の中、財政状況の中で、厳しい裁定が出されているというふうにも聞いている。

今回については、当然31日までということもあるが、また市長の方も必要とあれば、臨時会を招集してでも決めるということもあるので、そういうことを信じて、このたびの予算については現状で行かせていただきたい

いと思う。いろいろと矛盾もあるが、議長としての考えをここで述べさせていただく。

○石飛副議長

ただいま議長より、また議会運営の熊高委員長より、令和4年度予算編成に係る議会費の予算要求についての対応と説明があった。

○宍戸議長

大事なことを申し上げておく。熊高委員長からも話があつたが、予算決算常任委員会が当然ある。その時にもしっかりと意見として述べていただければ、今後の予算要求にあたって重要な意見となると思うので、よろしくお願ひする。

○石飛副議長

ということで、令和4年度の当初予算の編成に係る要求については、現状を御説明させていただいたとおりとなって議案提出がなされるということでお異議はないか。

(異議なし)

不満はあると思うが異議なしということで、議会予算要求の方は、今後の補正対応という形で要求したいと思う。よろしくお願ひする。

以上で令和4年度の予算編成に係る議会費の予算要求についての件を終わる。

4. その他

○石飛副議長

その他の項に入る。

皆様から何かあるか。

(なし)

ないようなので、ここで政治倫理審査会について協議いただきたい。

先日案内したとおり、1月25日付で政治倫理規程第5条に規定する審査請求書が提出された。当規程の第6条第1項には、審査請求書が提出されたら当該審査請求に関する事項の審査を審査会に付託する旨が規定されている。

さらに同条第2項には、審査会の委員は議長が議員のうちから任命する7人以内の委員で構成する旨が規定されている。したがって、審査会の付託について協議し、その後議長から委員を任命していただく。

まず審査会の付託について協議する。1月25日付で提出された審査請求に関する事項の審査は、政治審査会に付託することに異議ないか。

(異議なし)

異議なしと認め、政治倫理審査会に審査を付託することに決定した。

続いて、議長から審査会の委員を任命していただく。

それでは議長として審査会の委員の7名を任命する。

まず南澤議員、田邊議員、武岡議員、芦田議員、児玉議員、山本優議員、石飛議員。以上7名を任命する。

○宍戸議長

先ほど議長から指名があった南澤議員、田邊議員、武岡議員、芦田議員、児玉議員、山本優議員、石飛議員の7人が審査会委員に任命された。

ここで議長より審査会の件について案内がある。

○宍戸議長

先ほど審査会の委員 7名を任命した。この全員協議会が終了後、第1回の審査会を開催する。議員政治倫理規程に基づいて、第1回目の招集は議長が招集するということになっているので、そのようにする。

○石飛副議長

以上で、政治倫理審査会についての協議を終了する。

以上をもって、本日の全員協議会を終了する。大変お疲れ様でした。

5. 閉　会　【10：35】